

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成31年2月8日(金)午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場)8階大会議室

農業委員23名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	21番 田中 敏郎	22番 木村 憲正
23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一	

欠席委員(上記24名中2名が欠席)

16番 堀 恭子 17番 牧野 正治

午後3時00分 開会

事務局 定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数23名中21名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

本日は、皆さん、大変お忙しい中に、まことにありがとうございます。

先日は、豚コレラの感染源が拡大しているニュースがあつておりました。拡大範囲が愛知県など1府4県に広がっているということでございます。発生している地域の皆様に心からお見舞い申し上げます。このような状況が早く終息してほしいと祈念しております。

それでは、本日の総会は、1号議案から7号議案が主な議題となつ

ております。総会の審議がスムーズにいきますよう、皆様のご協力を
よろしく願いしておきます。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長
長になり、議事の進行を行うこととなっております。
それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、総会次第3の議事録署名者、書記
を指名します。本日の議事録署名者には23番の梅田義弘委員と24
番の宮本淳一委員を、書記に事務局の栗山誠二参事を指名いたします。
よろしく願いしておきます。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請
など、7件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局より説明を
お願いします。

事務局 では、訂正についてご説明いたします。

17ページの12番の備考欄です。備考欄の一番下、括弧の中に「口
座振混」とありますが、この振込のコミの漢字を混雑のコンと間違え
ておりますので、訂正をお願いいたします。よろしく願いいたしま
す。

以上です。

議長 初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、24
件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の
2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いしま
す。

それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番から3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報
告いたします。

1番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は水
稲をつくられる兼業農家で、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

2番は、同一姓の祖父から孫へ使用貸借権を設定される申請です。
申請人は水稲をつくられる兼業農家で、許可後は水稲をつくられる計

画です。

3番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は水稲、麦、野菜をつくられる専業農家で、許可後は野菜をつくられる計画です。

以上、3件について、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、1番から3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

4番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人はタマネギを栽培されている農家で、申請地にはタマネギを作付される計画です。

以上、1件につきまして先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

5番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

5番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ネギ、ハウレンソウを作付されており、許可後はネギを作付される計画です。

以上、1件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、5番について地元委員より報告がございました。この件について、何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

6番から9番につきまして、地区委員会での協議事項を報告いたします。

6番と7番は関連で、農産物の生産、加工、販売等を行う予定の一般法人の新規参入のための賃借権を設定する申請です。借り人は許可後、ミニトマトを作付される予定です。借り人に先日の地区委員会に出席していただき、営農計画等の聞き取りをし、法人の要件を満たされていることを確認いたしました。

8番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

9番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

以上、4件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、6番から9番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、10番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

10番と11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、経営拡張による賃借権設定の申請です。借り人は水稻、トマトを作付されており、許可後は飼料米、麦をつくられる計画です。

11番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、10番から11番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、12番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

12番、13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番、13番は関連で、所有権移転による経営拡張の申請です。譲受人は肉用牛を飼育され、牧草を作付されており、許可後は牧草を作付される計画です。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、12番から13番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、14番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

14番から16番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は水稻、スイカ、メロンを生産する専業農家で、許可後は野菜をつくられる計画です。

15番は、後継者へ経営移譲のため使用貸借される申請です。譲受人は水稻、スイカ、ナスを生産する専業農家で、許可後は大根を生産される計画です。

16番は、後継者へ経営移譲のため使用貸借される申請です。譲受人は水稻、スイカ、ナスを生産する専業農家で、許可後はすいかを生産される計画です。

以上3件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しないと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、14番から16番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、17番。

23番 梅田義弘委員

23番、梅田です。

17番から24番について、説明をいたします。

17番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請です。譲受人はナス、スイカを生産する専業農家で、許可後はナスを作付される予定です。

18番は、新規就農のための売買による所有権移転の申請です。譲受人は兼業農家で、許可後はキャベツ、ホウレンソウを作付する予定です。先日の地区委員会に出席をいただき営農計画等を聞き取りいただきましたが、何ら問題ないことを確認いたしました。

19番から23番までは関連で、経営拡張のための売買での所有権移転の申請です。譲受人は合志市で水稻、大豆、白菜を生産する兼業農家で、許可後は水稻育苗圃場として販売用のウルチ米や、WCS用の苗を生産する予定です。先日の地区委員会に出席を願い、営農計画等を聞き取りをいたしました。何ら問題ないことを確認いたしました。

24番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、スイカ、メロン、パプリカ等を生産する専業農家で、許可後はカボチャを作付する予定です。

以上8件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないことを、協議、確認いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、17番から24番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、5件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、野菜の集荷及び保管、農機具置き場などのため、農業用倉庫建築のための転用許可申請です。

申請地は自宅の隣でもあり、収穫野菜の保管及び農機具や資材置き場として、農業用倉庫の建築を計画されました。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「農業

用施設の用に供するもの」に該当すると判断しました。

土地利用計画は、転用面積461㎡に、農業用倉庫、木造スレート瓦平屋建て1棟、建築面積112.80㎡の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。

代替地についても検討されており、資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。

工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成31年9月30日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認しております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

2番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

2番は、個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりがない農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、転用面積403㎡に個人住宅1棟を建設される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景觀課へ事前協議の申請中とのこと。しかしながら、許可を得ないで使用していたことについて、始末書の提出がっております。工事期間は、平成31年4月1日から平成32年12月28日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしてい

るとの協議状況でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は農家住宅のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請人は申請地に隣接する宅地に母屋がありましたが、先般の熊本地震により被災し、建替えが必要になったため、隣接宅地759.33㎡と申請地を合わせた総事業面積1,093.33㎡に、農家住宅2階建て1棟、建築面積197.91㎡を建築される計画であり、妥当な面積で、おおむね1,000㎡の基準にも適合していると判断しました。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は平成31年3月1日から平成31年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。なお、熊本地震で被災を受け、解体の都合上、農地転用許可を受けずに埋め立てて整地をしたことに対し、始末書が提出されております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

1 1 番 網田稔委員

1 1 番委員、網田です。

4 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4 番は、共同住宅への転用許可申請です。農地区分は、1 0 h a 以上の一団の農地の区域内にある第 1 種農地と判断されます。1 種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。代替地についても検討されております。土地利用計画は、共同住宅 4 棟、1 6 世帯分及び駐車場 2 9 台分を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事計画は平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

以上 1 件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、4 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5 番。

6 番 谷口憲治委員

6 番、谷口でございます。

5 番につきまして、地区委員会での協議結果を報告いたします。

5 番は、太陽光発電設備建設のための転用申請でございます。農地区分は、1 0 h a 未満の小集団の農地で第 2 種農地と判断されます。土地利用計画は、1 筆は発電出力 1 0 3 . 2 k w、太陽光パネル 3 4 4 枚とフェンスなど、ほかの 1 筆は発電出力 5 4 k w、パネル 1 8 0 枚とフェンスなどで、配置図等から転用面積としては適正な面積と判断しました。防草シート、砂利敷きとし、土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われま。代替地の検討もなされており、事業計

画、融資証明、九電の負担金通知、排水同意等もそろっております。工事期間は平成31年7月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。また、同時に5条申請がなされております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請でございます。19件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会で協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、申し上げます。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

1番から5番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

1番は、使用貸借による個人住宅建築のための転用許可申請です。

農地区分は、市街地化の傾向の著しい区域で、上下水道管2管の通った沿道で、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積267㎡に個人住宅、木造平屋建て1棟、建築面積104.34㎡の建築で、転用面積としては適正なもの判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除についても問題なく、許可後、速やかに着手することを確認しております。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景觀課へ事前審査の申請中とのことです。

工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成31年9月30日まで

を予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

2番は、所有権移転による宅地拡張のための転用許可申請です。

農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積214㎡に農業用機械・資材置き場などの設置で、転用面積としては適正なものと判断されます。

代替地についても検討されており、資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除についても問題なく、許可後、速やかに着手することを確認しております。

ただ、申請地は農業用機械・資材置き場として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

3番、4番は関連で、不動産を営む法人が、所有権移転による建て売り住宅建築のための転用許可申請です。

農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積497㎡に、建て売り住宅、木造2階建て2棟の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。

代替地についても検討されており、資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除についても問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。

工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成32年3月31日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

5番は、所有権移転による漁業用倉庫建築のための転用許可申請です。

申請人は家業の農漁業の事業拡大のために倉庫関連施設が必要であるため計画されました。

農地区分は、10ha以上の広がりのある、営農条件から甲種農地と判断されます。

甲種農地は原則不許可ですが、不許可の例外規定の集落に接続して建築されるものに該当すると判断いたしました。

土地利用計画は、転用面積380㎡に海苔倉庫建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。

代替地についても検討されており、資金計画、排水計画、隣接農地の

被害防除についても問題ありません。

工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成31年9月30日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上5件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番から5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

21番 田中敏郎委員

21番委員、田中です。

6番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

6番は、宅地拡張の転用申請で、所有権移転されるものです。譲受人はミカンをつくられる専業農家で、かねてより自宅横の農業用倉庫を父の時代より借り受け、コンテナ等の農業用資材の収納に利用されておられました。今回、売買の相談をされたところ、申請地は譲受人自宅進入路にまで及び、農業委員会の許可を得ないで転用されていたため、その是正をするために申請されたものです。農地区分は、住宅が混在する広がりのない小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、25㎡の農業用倉庫1棟と宅地への進入路としての利用です。資金計画、排水計画、被害防除については問題なく、土地代替性検討表も提出されております。無断転用のため、顛末書が提出されております。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、6番について地元委員より報告がございましたが、この

件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、7番。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

7番から10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりがない農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、転用面積1,608㎡に、譲受法人の社員用駐車場として57台分を建設予定で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は平成31年3月10日から平成31年5月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

8番は、所有権移転による建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりがない農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、転用面積1,590㎡に建て売り住宅7棟を建設される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は、平成31年4月1日から平成32年12月28日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

9番は、所有権移転による建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりがない第2種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積3,373.10㎡のうち、転用面積234㎡に建て売り住宅12棟を建設される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手

されることを確認しております。

10番は、所有権移転による建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積433.6㎡のうち、転用面積424㎡に建て売り住宅2棟を建設される予定で、妥当な面積と思われま。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのこと。しかしながら、許可を得ないで使用していたことについて、始末書の提出がっております。工事期間は、平成31年4月1日から平成31年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、7番から10番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、11番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

11番と12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は資材置き場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、譲受人も集落に居住しているため、不許可の例外規定に該当すると判断いたしました。代替地についても検討されております。土地利用計画は、譲受人は建築業を営んでいますが、資材置き場が不足しており、譲受人自宅から近く、叔父所有の申請地を譲り受けることができるため、申請地に木材、鉄筋資材、建築パネル、コンクリート二次製品などの資材置き場を整備する計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、

排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成31年3月10日から平成31年5月10日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

12番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て個人住宅1棟を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議中とのことですので。工事期間は、平成31年2月10日から平成31年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。前回、農地取得から一定期間が経過しているものの経緯などを再度確認する必要があるため、継続審議としたものです。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、11番から12番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、13番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

13番から16番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

13番から16番は関連で、所有権移転による建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に建て売り住宅10棟、敷地内道路を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防

除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、開発景観課へ事前協議の申請中とのこと。工事計画は、平成31年2月10日から平成31年9月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より13番から16番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、13番から16番については転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　続きます、17番。

6番 谷口憲治委員

6番委員、谷口でございます。

17番から19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、太陽光発電設備建設のための賃借権設定による転用申請でございます。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、発電出力99kwで太陽光パネル360枚、管理用通路、フェンスなどで、配置図等から転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われ。代替地の検討もなされておりまして、事業計画、残高証明、九電負担金通知、排水同意等もそろっております。工事期間は31年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

18番も、太陽光発電設備建設のための所有権移転による転用申請でございます。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、発電出力73.2kwで太陽光パネル244枚、管理用通路、フェンスなどで、配置図等から転用面積としては適正な面積と判断されます。防草シート、砂利敷きとし、土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われ。代替地の検

討もなされており、事業計画、残高証明、九電負担金通知、排水同意等もそろっており、工事期間、平成31年7月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、同時に4条申請がなされております。

19番は、太陽光発電設備建設のための所有権移転による転用申請でございます。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、発電出力103.68kwで太陽光パネル324枚、管理用通路、フェンスなどで、配置図等から転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われまます。代替地の検討もなされておまして、事業計画、残高証明、九電負担金通知、排水同意等もそろっており、工事期間は平成31年11月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議長 　　ただいま、17番から19番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第4号議案、第5号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（11号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細14ページの1番から18ページの16番までの合計16件で、1番から13番までが公社による買い取り、14番が公社からの売り渡し、15番と16番が相対による売買です。面積は、16件合わせまして、田2万3,570㎡、畑7,146㎡の、合計3万716㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細18ページの17番から

27ページの37番までで、貸手21名、借手13名の件数21件です。契約期間別では、6年未満が17件、10年以上が4件で、面積は21件合わせまして、田5万607㎡、畑3万5,058㎡の、合計8万5,665㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、露地野菜、施設野菜、飼料作物、果樹です。

次に、再設定分です。明細27ページの38番から30ページの47番までで、貸手10名、借手8名の件数10件です。契約期間別では、6年未満が4件、10年以上が6件で、面積は、10件合わせまして、田4万2,747㎡、畑3,352㎡の、合計4万6,099㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、飼料作物、果樹です。

続きまして、第5号議案です。

31ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細32ページの1番から41ページの19番までで、貸手19名の件数19件です。契約期間別では、6年未満が9件、6年以上10年未満が1件、10年以上が9件で、面積は19件合わせまして、田11万7,809㎡、畑9,669㎡の合計12万7,478㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第6号議案、引き続き、農業経営を行っている旨の証明願、2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況報告などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願い

いたします。

それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番から2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、贈与税の納税猶予継続のための証明願です。申請があった農地について各地元委員が現地確認を行い、願出人が適正に耕作していることを確認しました。

2番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。申請があった農地について地元委員が現地確認を行い、願出人が適正に耕作していることを確認いたしました。

以上2件、地区委員会で協議した結果、申請に伴う証明を行うことに問題がないことを確認しました。ご審議方、よろしくお願いします。

議 長 　　ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第7号議案、非農地証明願でございます。1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、宅地であることの証明願です。申請地は以前より宅地として利用していましたが、熊本地震の被災により住居の建替えが必要となり、その際、地目が農地であることが判明しました。申請地の閉鎖事項証明書により、大正4年には住宅が建築されていたことが証明されており、このことから、昭和27年10月20日（農地法施行日前日）以前から引き続き非農地であった土地と判断しました。

先の地区委員会で現地調査を行い協議、検討した結果、証明書の交付については何ら問題がないものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、次第5の報告事項でございます。事務局より説明を願います。

事務局 　　報告事項です。議案別冊のカラーページになります。1番から7番まで117件となっております。件数のみ報告します。
　　以上です。

議長 　　ただいまの報告事項の説明について、質問、ございませんか。

一　同 　　なし。

議長 　　ないようですので、次に、次第の6のその他ですが、本日は何もありません。

　　以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

　　なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしと認めます。

　　よって、本総会において議決されました案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 　　以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

閉 会 午後 3 時 5 1 分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成31年2月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 梅田 義弘

署名委員 宮本 淳一

書 記 栗山 誠二